

みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大間々町まちなかの回遊性及び日常的なにぎわいを高め、市民及び滞在者の行動及び健康度の向上並びにコミュニティの醸成を図るため、歩行者が気軽に休憩できる場所にベンチを設置する者に対し、みどり市まちなかベンチ設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する土地を所有する者若しくはその土地を借り受けている者、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体又は事業を営む個人、法人若しくは団体であって、不特定多数の歩行者が利用することができるベンチを設置しようとするものとする。

- (1) 市税(国民健康保険税を含む。)の滞納がない者
- (2) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者

(補助対象ベンチ)

第3条 補助金の交付の対象となるベンチは、次に掲げる事項に適合していなければならない。

- (1) 歩行者が利用するための十分な安全性及び耐久性を有していること。
- (2) 企業の広告を主目的としたものでないこと。
- (3) みどり市立地適正化計画で定める大間々町の居住誘導区域内に設置されること。
- (4) 道路沿いであり、かつ、官公庁以外の者が所有する土地に設置されること。
- (5) 周囲の景観に配慮したデザインであること。
- (6) 設置期間を3年以上とすること。
- (7) 他の補助金等の交付を受けて設置するものではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、ベンチの製作又は購入並びに運搬及び設置に要する経費とする。

(補助金の額及び補助の回数)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が5万円を超えるときは5万円とする。

2 補助金の交付は、一の年度において一の補助対象者につき1回に限り行うものとする。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 図面、カタログその他設置しようとするベンチの形状、寸法及び使用材料が分かる書類

- (2) 見積書その他補助対象経費の額が分かる書類
- (3) 登記事項証明書、固定資産税納税通知書その他ベンチを設置しようとする土地の権利が分かる書類
- (4) 同意書(様式第2号)(補助対象者が所有する土地以外の土地にベンチを設置する場合に限る。)
- (5) ベンチを設置しようとする土地の写真及び位置図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

(変更又は中止の申請及び決定)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更しようとするときはみどり市まちなかベンチ設置費補助金変更交付申請書(様式第4号)により、申請の内容を中止しようとするときはみどり市まちなかベンチ設置費補助金中止申請書(様式第5号)により、それぞれその変更又は中止の内容が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更又は中止の申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更することを適当と認めたときはみどり市まちなかベンチ設置費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、中止することを適当と認めたときはみどり市まちなかベンチ設置費補助金中止決定通知書(様式第7号)により、当該変更又は中止の申請をした補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、ベンチの設置が完了した日から起算して1月を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、みどり市まちなかベンチ設置費補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) ベンチの写真その他ベンチを設置した後の状況が分かる書類
- (2) 領収書その他の補助対象経費を支出したことが分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、補助金の額を確定し、みどり市まちなかベンチ設置費補助金確定通知書(様式第9号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、みどり市まちなかベンチ設置費補助金請求書(様式第10号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 11 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により補助対象者に通知するものとする。

(設置箇所の公表)

第 12 条 市長は、補助金の交付を受けて設置したベンチの位置を市ホームページその他の方法により公表するものとする。

(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(規格 A4) (第6条関係)

年 月 日

みどり市長 様
申請者 住 所
事業所名
代表者名
電話番号

みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付申請書

みどり市まちなかベンチ設置費補助金の交付を受けたいので、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

設置場所	みどり市大間々町
土地所有者 (申請者と異なる場合)	
補助対象経費	円 (設置基数 基)
交付申請額	円 ※ 補助対象経費の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と5万円のいずれか少ない方の額
設置予定年月日	年 月 日
ベンチの要件 (該当するものにレ点を入れてください。) ※ 申請するためには、全てにレ点が入る必要があります。	<input type="checkbox"/> 歩行者が利用するための十分な安全性及び耐久性を有していること。 <input type="checkbox"/> 企業の広告を主目的としたものでないこと。 <input type="checkbox"/> みどり市立地適正化計画で定める大間々町の居住誘導区域内に設置されること。 <input type="checkbox"/> 道路沿いであり、かつ、官公庁以外の者が所有する土地に設置されること。 <input type="checkbox"/> 周囲の景観に配慮したデザインであること。 <input type="checkbox"/> 設置期間を3年以上とすること。 <input type="checkbox"/> 他の補助金等の交付を受けて設置するものではないこと。

本申請の審査に当たり、市長が税務情報及び住民基本台帳の情報を閲覧することに同意します。

年 月 日

申請者 _____ 印

(自署の場合は押印不要)

【添付書類】

- (1) 図面、カタログその他設置しようとするベンチの形状、寸法及び使用材料が分かる書類
- (2) 見積書その他補助対象経費の額が分かる書類
- (3) 登記事項証明書、固定資産税納税通知書その他ベンチを設置しようとする土地の権利が分かる書類
- (4) 同意書(様式第2号)(申請者が所有する土地以外の土地にベンチを設置する場合に限る。)
- (5) ベンチを設置しようとする土地の写真及び位置図
- (6) 市長が必要と認める書類

様式第2号(規格 A4) (第6条関係)

年 月 日

みどり市長 様

住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

同意書

次のとおり、私が所有する土地にベンチを設置することについて同意します。

所有する土地 みどり市大間々町

設置する者の
事業所名及び
代表者名

設置するベンチ 年 月 日付けみどり市まちなかベンチ設置費
補助金交付申請書のとおり

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、みどり市まちなかベンチ設置費補助金について、交付を決定したので、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) ベンチの設置が予定年月日に完了する見込みがない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) ベンチの設置が完了した日から起算して1月を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えてみどり市まちなかベンチ設置費補助金実績報告書を提出すること。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住 所

事業所名

代表者名

電話番号

みどり市まちなかベンチ設置費補助金変更交付申請書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市まちなかベンチ設置費補助金について、その内容を変更したいので、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 交付申請額

変更前	変更後
円	円

3 変更の内容

変更前	変更後

【添付書類】

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) 市長が必要と認める書類

様式第5号(規格 A4)(第7条関係)

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住 所

事業所名

代表者名

電話番号

みどり市まちなかベンチ設置費補助金中止申請書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市まちなかベンチ設置費補助金について、その内容を中止したいので、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

中止の理由

【添付書類】

- (1) 中止の内容が分かる書類
- (2) 市長が必要と認める書類

様式第 6 号(規格 A4)(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市まちなかベンチ設置費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった、みどり市まちなかベンチ設置費補助金について、変更を決定したので、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

変更前の補助金交付決定額 金 円

変更後の補助金交付決定額 金 円

変更の内容 年 月 日付け変更交付申請書のとおり

様式第7号(規格 A4) (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市まちなかベンチ設置費補助金中止決定通知書

年 月 日付けで中止申請のあった、みどり市まちなかベンチ設置費補助金について、その内容の中止を決定したので、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

様式第 8 号(規格 A4) (第 8 条関係)

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住 所

事業所名

代表者名

電話番号

みどり市まちなかベンチ設置費補助金実績報告書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市まちなかベンチ設置費補助金について、ベンチの設置が完了したので、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

設置場所	みどり市大間々町
補助対象経費	金 円 (設置基数 基)
補助金交付決定額	金 円
設置年月日	年 月 日

【添付書類】

- (1) ベンチの写真その他ベンチを設置した後の状況が分かる書類
- (2) 領収書その他の補助対象経費を支出したことが分かる書類
- (3) 市長が必要と認める書類

様式第9号(規格 A4)(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市まちなかベンチ設置費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、みどり市まちなかベンチ設置費補助金について、補助金の額を確定したので、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第 10 号(規格 A4) (第 10 条関係)

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住 所

事業所名

代表者名

印

電話番号

みどり市まちなかベンチ設置費補助金請求書

みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

補助金の振込口座	金融機関名 :	支店名 :
	口座番号 :	種 類 : 普通 ・ 当座
	フリガナ :	
	口座名義 :	

様式第 11 号(規格 A4)(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市まちなかベンチ設置費補助金について、その決定を取り消したので、みどり市まちなかベンチ設置費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

取消年月日

取消理由